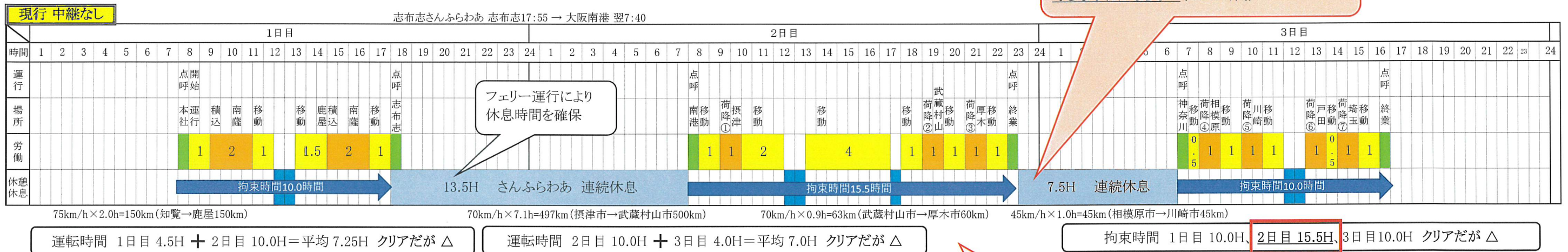


鹿児島県 食肉輸送の運行状況

1. 関東向け 定温輸送

幹線トラック: すべて直送 7ヶ所おろし(大阪①+関東⑥)



継続11時間以上与えるように努めることを基本とし、継続9時間を下回らない。
 例外(宿泊を伴う長距離貨物運送)で考えると、週2回に限り、継続8時間以上とすることが可能
 拘束時間を16時間まで延長した場合、当該一の運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与えなければならない。

休息時間の違反
 2024年4月以降は、休息時間の継続9時間以上を守らなければならない(△1.5時間)

運転時間と拘束時間はクリアしているが、毎回、同様な運行になると問題があるので、注意が必要

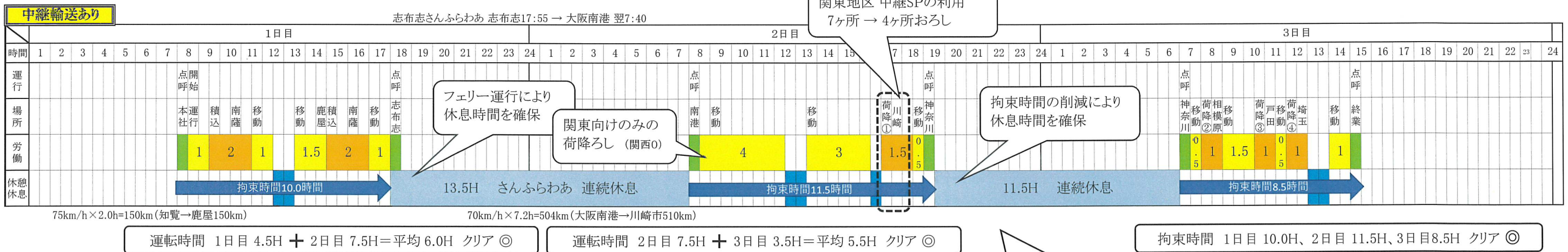
トラック運転者の改善基準告示(抜粋) 2024年4月から適用開始

- 1日の拘束時間: 13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回まで)
- 1日の休息時間: 継続して11時間以上を基本とし、9時間を下回らない
- フェリー乗船: フェリー乗船時間は、原則として休息時間で捉える
- 運転時間: 2日平均で1日当たり9時間以内
- 連続運転時間: 4時間以内(4時間毎に30分休憩が必要)

基本的な運行違反は、見られないものの長いスパンで運行状況を審査した時、グレーな運行の可能性はある

上限15時間で× だが、例外(宿泊を伴う長距離貨物運送)で考えると16時間まで延長可○

幹線トラック: 中継輸送の利用 4ヶ所おろし(関東中継①+関東直送③)



運行状況の細かな点も問題なくクリアしており、理想的な運行である。